

小山広域保健衛生組合リサイクルセンターリユース品販売取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は小山広域保健衛生組合リサイクルセンター（以下「施設」という。）に搬入されるごみ（以下「搬入物」という。）の中から、リユース可能なものを抽出し、清拭・修繕等を行い、展示し、有償にて提供をすることで、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）に対する意識高揚を図り、持続可能な循環型社会の構築に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 販売の対象者は、18歳以上で購入品を自ら使用する個人に限る。

(対象物)

第3条 施設への搬入物のうち、当事業の対象とするもの（以下「リユース品」という。）は次のとおりとする。

- (1) 家具類、タンス、テーブル、ソファ、椅子等
- (2) その他リユース可能であり、展示、販売できると小山広域保健衛生組合が判断したもの

(展示)

第4条 リユース品の展示場所、並びに展示方法は次のとおりとする。

- (1) 展示場所 小山広域保健衛生組合リサイクルセンター
普及啓発棟1階 展示ホール
住所 栃木県下野市下坪山1632
- (2) 展示方法 リユース品に品番及び販売価格を記載して展示を行い、併せて、組合のホームページ（以下、「組合HP」という。）にてリユース品、品番及び販売価格を掲載する

(価格設定方法)

第5条 最低販売価格は1品あたり500円とする。

(販売方法)

第6条 販売方法は電子申請フォームを使用した入札形式とする。

(入札申込)

第7条 入札申込については次のとおりとする。

- (1) 電子申請フォームを利用して入札申込を行う。申込方法については別表のとおりとし、それ以外の方法での申込は、その入札を無効とする。
- (2) 入札金額は10円単位とする。1円単位の入札については、その入札を無効とする。
- (3) 入札申込については、電子申請フォームの受付番号が発行された時点で完了とする。その後の辞退、修正については原則として認めない。
- (4) 入札申込の内容に不備があった場合、その入札は無効とする。

(落札者決定方法)

第8条 落札者決定方法については次のとおりとする。

- (1) 申込締切日の翌日(翌日が休日の場合、最初の平日)開札を行い、落札者並びに落札額を決定する。同一価格の最高額入札者がいる場合は、抽選を行い落札者を決定する。落札者の電子申請フォームの受付番号と落札価格を組合HPに掲載する。
- (2) 組合HPに掲載後の落札決定取消については、管理者が認めた場合のみ許可する。また、取消後における落札者の次点繰上は行わない。

(支払方法)

第9条 リユース品の代金は、落札者がリユース品の引渡時に、現金にて事務所窓口で支払うものとする。なお、代理人による支払いの場合は、第10条に準拠する。

(引渡)

第10条 引渡方法については次のとおりとする。

- (1) リサイクルセンター職員に、電子申請フォームの受付番号が表示されている画面(印刷または画像も可とする)、身分証明書(運転許証等の公的証明書)を提示し、落札者であることを確認する。
- (2) 原則として、落札者本人への引渡しとなるが、以下のすべてに合致する場合に限り、代理人への引き渡しを可とする。
 - ア. 落札者と同一生計者である家族である場合。
 - イ. 落札者の受付番号の確認が取れるものを持参した場合。
 - ウ. 落札者と同一生計者であることを運転免許証等の公的証明書で確認できた場合。
- (3) 電子申請フォームの受付番号が確認できない場合は、申込を行った本人が落札者であることを証明できるもの(運転許証等の公的証明書)をもって落札者であることを確認する。
- (4) 引渡期間は組合HPに記載された期間のうち平日または第2第4土曜日とする。
- (5) 引渡時間は午前9時から午前11時30分または午後1時から午後4時とする。ただし、管理者が別途指定した場合はその限りではない。
- (6) 落札者がリユース品の引き取りを辞退した場合、または引渡期間内に運搬されない場合は、当該リユース品は廃棄処分する。なお、当該者の以降の入札については全て無効とする。

(運搬方法)

第11条 リユース品の運搬は、引渡期間内に落札者が自ら(代理人を含む)が行うものとする。

(事故対応)

第12条 提供したリユース品が原因で発生した事故等について、小山広域保健衛生組合は一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 リユース品の転売が発覚した場合は、以降の入札は全て無効とする。

第14条 小山広域保健衛生組合職員およびその家族はリユース品に入札することを禁止する。

第15条 特に必要と認める場合に限り、必要事項は別途管理者が定める。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は令和8年1月1日から施行する。

別表

申込方法	申込期間	申込時間	申込点数
二次元コードから指定の電子申請フォームを利用する	毎月1日から25日	24時間	1人2点まで

※二次元コードについては、組合HPおよびリサイクルセンター啓発棟に掲示する。